

ビジネスサポートながの 8 2022



お酒も、経営も、
一人前の一歩手前。
日々、おかげ様の心で
取り組む酒造り



経営者シリーズ

トップ
かく語りき

株式会社尾澤酒造場
代表取締役社長

尾澤 俊昭氏

Toshiaki
Ozawa

長野市信州新町新町168-1
TEL.026-262-2209 FAX.026-262-4888
創業/江戸文政年間(1820)頃 資本金/2,000万円
事業内容/清酒(日本酒)製造販売、清涼飲料水(あまざけ)製造販売、漬け物製造販売
<http://www.misuzunishiki.co.jp>

信州新町で江戸時代より200年以上の歴史を紡いできた(株)尾澤酒造場。創業当初は製造石数約60石と全国でも最小規模であった同社の看板商品は、知る人ぞ知る名酒「十九(じゅうく)」だ。「お酒の出来も、社長としても、『一人前』とは言い難い。だから一人前の大人に仲間入りする『二十歳』の一歩手前という意味で、『十九』と名付けました。『19号線沿いに蔵があるから?』と聞かれることもあります(笑)」そう話すのは、8代目蔵元・尾澤俊昭氏だ。

尾澤氏が先代である父からバトンを受け取ったとき、同社はまさに背水の陣のさなかだった。バブル経済の崩壊に伴い、酒の需要が激減。「ここから持ち直そう」と先代が打った「蔵の総建て替え」という一手があだとなり、莫大な借金に経営が立ちいかなくなった。当時、同社は雇いの杜氏と蔵人の給料も借金をしながら絞り出していた。製造数を減らすと単価が上がってしまうため、売れなくても造り続けた。そしてついに首が回らなくなった。休業を余儀なくされ、とにかく在庫を売りさばいた。在庫がなくなると大手の酒造から酒を買い入れ、瓶に詰めて出荷した。そんな状況に声を上げたのが、妻の美由紀さんだった。「このままでいいのかな。蔵が泣いているよ。私たちのお酒を造ろうよ」

酒造りに関して全くの素人だった二人は、長野県食品工業試験場(当時)の上長の指導を受けながら、初めて自分たちの酒造りに取り組んだ。「正直、最初の酒はダメダメでした(笑)。でも、一口飲んだ時、旨いとかまずいとかじゃなくて、涙が出ましたね」

美由紀さんは酒の品質を上げるため県外の蔵へ修行に出向き、雑菌を残さない清掃・衛生管理や、限られた道具の最大限の活用方法などを学んだ。「妻が大切にしているのは『お酒のことを第一に考えて、しっかりと手をかけること』。私が自分から積極的に動くタイプではないので、妻にはいつも背中を押してもらっています」

現在「十九」を卸しているのは全国でわずか20の特約店のみ。その希少な味を今や多くのファンが求めている。人々に「未完成の酒」を受け入れてもらえたのは、何より「酒販店」のおかげだと氏は語る。「当時まだ美味しくない酒を、『蔵元を育てたい』という気持ちで店に並べ、『売るのは僕らの仕事だから、心配しないで酒造りに取り組んでくれ』と言ってくれました。だから今、我々の蔵に販売用のお酒は置いていません。酒屋さんあつてのうちですから」

回 覧

目次

8

2022

1 経営者シリーズ (株)尾澤酒造場 尾澤 俊昭氏

2 3 法人会NEWS

4 税に強くなろう 関東信越税理士会長野支部

5 税務署からのお知らせ／ビジネス書ランキング

6 社労士からのお知らせ 社会保険労務士 市場 玲衣氏

7 法人会からのお知らせ

8月の事業スケジュール 他

TEA ROOM 編集後記 広報委員 宮岡 優二氏

8 ビジネスインフォメーション

◆(有)はなのみ ◆(有)萬福屋商店 ◆(有)豊誠堂 ◆COCORO社会保険労務士法人 須坂オフィス

法人会NEWS

新設法人説明会開催について

去る6月23日(木)、今年度初めてとなる「新設法人説明会」(当会と長野税務署との共催)を長野アークス会館にて開催し18名が受講した。

この「新設法人説明会」は、令和3年10月～令和4年3月の期間中、長野税務署管内で新たに会社を設立された法人を対象に開催している。

第1講座は税務署担当官が法人設立当初に必要な届出書、法人税・消費税の基本的な仕組み、源泉徴収の仕方、印紙税の基本的事項、電子申告・納税について等の重要事項を解説し、第2講座は社会保険労務士の長峰聡志氏が「社会保険の制度内容・手続きについて」、税理士の長峰文郷氏が「開業時におさえておきたいポイント」を解説した。

受講者は、設立後1年以内に約30%が廃業している現状でいかに事業を成功させ継続・発展させたいかを熱心に聴いていた。



会場全体の様子



第1講座 長野税務署 遠藤上席



第2講座 税理士 長峰先生

決算説明会開催について(今後のスケジュール)

今後の決算説明会開催スケジュールをお知らせします。決算説明会対象の企業様には長野税務署よりご案内をお送りしています。説明会にご出席の方は、長野税務署へお申込みください。【事前申込み制: TEL 234-8164】

また、欠席で資料をご希望の方は、長野法人会事務局まで (TEL 227-0011)。

※今後のコロナの情勢により開催の変更又は中止となる場合がございます。また内容が変更になる場合もございます。

テーマ・講師

第一講座 テーマ 改正税法のあらまし・誤りやすい事例 等
講 師 長野税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 北原 勝治 氏

第二講座 テーマ 電子帳簿保存法について
講 師 税理士 長峰 行希 氏
(関東信越税理士会長野支部派遣)

第三講座 テーマ 消費税インボイス制度について
講 師 長野税務署 法人課税第一部門
上席国税調査官 北原 勝治 氏

■今年度開催予定の決算説明会日程

開催日	対象決算月	時 間	会 場
8月26日(金)	9 月	10:00~12:00	ホクト文化ホール2階 「小ホール」
10月13日(木)	10月 11月		
12月 9日(金)	12月 1 月		
2月 8日(水)	2 月 3 月	10:00~12:00 14:00~16:00	若里市民文化ホール
3月23日(木)	4 月	10:00~12:00	ホクト文化ホール2階「小ホール」



長野法人会では新入会員を募集しています！

長野法人会では新入会員(法人・個人)を募集しています。まだ当会に加入していないお知り合いの方がいらっしゃいましたら事務局までご紹介ください。(TEL 227-0011)

会員企業情報の確認をお願いします

当会では一年に一度、会員企業の登録情報を確認しております。8月中に当会から届く確認ハガキをご覧ください、誤り・修正等がございましたら事務局まで返送ください。【返信締切り：8/31】

なお、誤り・修正等がない場合は返送不要です。◆お問合せは事務局まで（TEL 227-0011）

女性部 ～租税教室を実施しました～

女性部の活動として、毎年、租税教育推進協議会の要請をうけ希望する小学校へ出向き租税教室を行っている。5月10日、今年度初めての租税教室（6年生を対象）を真島小学校にて行った。

税金の種類や税金が社会のためにどのように使われているかなどフリップを使ってわかりやすく説明した。また、様々な視点から税金について学んでもらうため、DVDアニメ『税金のある世界とない世界』を上映。

児童の皆さんもたいへん興味をもって聴いている様子で、充実した租税教室となった。

引続き女性部では依頼のあった小学校へ出向き租税教室を行う予定。

女性部では一緒に活動していただける部員を募集しています！
詳しくは事務局まで（TEL 227-0011）



授業をする女性部員



子供たちの授業風景

事務局から会員の皆さまへ 新任のご挨拶



7月1日付で参与 傳田 隆が入局しましたことご報告申し上げます。

〈法人会会員の皆さまへ〉

この7月より長野法人会事務局にお世話になることになりました。会員皆様のお役にたてるように、また法人会の発展に努めて参りますので、よろしくお願い致します。



昨今、地球は温暖化しているという考えが世界的な共通の認識となっていて、それは人間が排出した温室効果ガスが地球を覆うことで、太陽の熱が閉じ込められ地球温暖化を引き起こしているという訳である。マスメディアの論調もこの考え方一辺倒で世界的に資本主義経済もこの流れに乗ってEVだの再生可能エネルギーだのと騒がしい。逆に、太陽の黒点が減るなど、太陽の活動が低調になる周期に入って地球寒冷化の方向に向かうという科学者の見解もあるが、TVを含めたメディアがこの考えを取り上げることは殆ど無い。スウェーデンの環境活動家グレタさんは声高に温暖化の危機を訴える活動をしているが、あの活動資金は誰が出しているのだろうか。地球温暖化ビジネスが世界を動かし、一つの考え方以外認めないような雰囲気さえ感じてしまう。多様性を尊重し受け入れる理念と逆行するのでは、などと訝しがってしまうが、何より寒冷化より温暖化の方が人類にとってマシなのではないかと思う。正解は誰にもわからないが、意見は複数あって良いはずである。



青年副部長 田中 宏一

税に強くなろう

●作成 関東信越税理士会長野支部所属

金井 秀夫、藤澤 義章、平井 幸光、渡邊 隆行

経営者として知っておきたい税の知識 41

R4年度税制改正にも関連しますが、今回は、民法改正によりR4.4.1から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる相続税・贈与税などへの影響という視点から主な事項について説明いたします。

1 成年年齢の引下げに伴う相続税への影響

未成年者控除への影響

相続税の未成年者控除(税額控除)とは、未成年者である相続人がいる場合に、その未成年者の納付税額から、一定の金額⁽¹⁾を差し引くことができる制度です。

*1:未成年者が成年年齢(改正前:20歳⇒改正後:18歳)に達するまでの残年数について、1年につき10万円を控除する

計算例:相続人である未成年者の年齢が15歳である場合

改正前の計算: $(20\text{歳}-15\text{歳}) \times 10\text{万円} = 50\text{万円}$

改正後の計算: $(18\text{歳}-15\text{歳}) \times 10\text{万円} = 30\text{万円}$

※成年年齢引き下げにより20万円縮小

・R4.4.1以降に発生した相続について適用されることとなります。

2 成年年齢の引下げに伴う贈与税への影響

贈与税に係る各種制度の年齢要件が引き下がるため、2年前倒し適用のメリットがあります。

(1) 暦年課税制度の特例税率への影響

贈与税の暦年課税(毎年ごとの贈与のこと)制度には、特例税率⁽²⁾と一般税率⁽³⁾の2種類の税率があり、特例税率の方が一般税率より低く設定されています。

*2:特例税率とは、贈与があった年の1月1日時点で20歳以上⁽⁴⁾の者が、直系尊属(父母、祖父母など)から贈与された際に適用される税率のことです。

*3:一般税率とは、*2以外の関係者間(例えば、兄弟間、夫婦間、親と未成年の子の間)の贈与の際に適用される税率のことです。

*4:R4.4.1以降の贈与にあつては、贈与があった年の1月1日時点で18歳以上となります。

※したがって、R4.1.1時点で18、19歳の者へ、直系尊属がR4.1.1～R4.3.31間に贈与すると、特例税率ではなく一般税率の適用となります。

(2) 相続時精算課税制度への影響

贈与税の相続時精算課税制度とは、贈与があった年の1月1日時点で、贈与をする者(贈与者)が60歳以上の父母、祖父母からの贈与で、贈与を受ける者(受贈者)が20歳以上⁽⁵⁾で贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人⁽⁶⁾又は孫との間の贈与において選択できる制度のことです。

贈与税の額は、贈与財産の価額から特別控除額(限度額:2,500万円)を控除した後の金額に20%の税率を乗じて計算し

ますので、贈与者の比較的多額の財産を、同人の生前に受贈者へ移転し活用を図ることができる制度となっています。

ただし、この制度を一度選択すると、その後の当該贈与者と受贈者間の贈与は、すべてこの制度が適用され、暦年課税制度へ変更することはできません。

また、贈与者の死亡により、贈与者の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算することになります。

*5:R4.4.1以降の贈与にあつては、贈与があった年の1月1日時点で18歳以上となります。

※したがって、R4.1.1時点で18、19歳の者へ、直系尊属がR4.1.1～R4.3.31間に贈与すると、相続時精算課税制度の適用はなく、暦年課税制度の贈与となります。

*6:推定相続人とは、例えば、贈与があった時点で贈与者が亡くなったと仮定した場合に、相続人になるはずの者のことです。

(3) 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の

非課税措置への影響

この制度は、父母、祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の限度額まで非課税とされるもので、R4年度改正の内容は先月号でご紹介いたしました。受贈者の年齢については、贈与があった年の1月1日時点で20歳以上⁽⁷⁾の者が、直系尊属(父母、祖父母など)から贈与された際に適用されます。

*7:R4.4.1以降の贈与にあつては、贈与があった年の1月1日時点で18歳以上となります。

※したがって、R4.1.1時点で18、19歳の者へ、直系尊属がR4.1.1～R4.3.31間に贈与すると、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の適用はなく、暦年課税制度の贈与となります。

これら以外にも、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによる影響がありますので、実務にあたっては関与税理士等にご確認願います。

税務署からのお知らせ

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

【説明会の主な内容】

- インボイス制度の概要
- 売手側、買手側のインボイス発行(受領)の注意点
- 登録申請の方法等

参加無料

事前登録制／先着順
定員▶各20名

【説明会の日程】

開催日時 令和4年 8月22日(月) 10時30分～11時30分
 令和4年 8月22日(月) 13時30分～14時30分
 令和4年 9月26日(月) 10時30分～11時30分
 令和4年 9月26日(月) 13時30分～14時30分

開催場所 長野税務署(別館2階会議室) 長野市西後町608番地の2

お問合せ先 長野税務署 法人課税第一部門 TEL.026-234-0111(内線314)

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

特設サイトへ

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
 国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「消費税のインボイス制度」をご覧ください。

 長野税務署


ビジネス書ランキング 2022.6/1～6/30 平安堂全店 提供

今月の売れ筋 10冊

一流のビジネスマンは
こんな本を読んでいます



今月の
オススメの一冊



未来を創る長野県SDGs企業

第一企画株式会社／著
 東洋経済新報社 1,650円(税込)

長野県は企業側のSDGsの取り組みを支援する制度を全国に先駆けて導入した、SDGs先進県です。本書は、幾つかの登録企業のSDGsへの取り組みはもちろん、企業理念、商品開発、人材育成に至るまで、事業の根幹に関わる事例まで紹介しています。

1	佐久間宣行のずるい仕事術	佐久間宣行／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
2	未来を創る長野県SDGs企業	第一企画株式会社／著	東洋経済新報社	1,650円(税込)
3	数値化の鬼	安藤広大／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
4	リーダーの仮面	安藤広大／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
5	92歳総務課長の教え	玉置泰子／著	ダイヤモンド社	1,540円(税込)
6	1日1話、読めば心が熱くなる365人の生き方の教科書	藤尾秀昭／監修	致知出版社	2,350円(税込)
7	言いかえ図鑑	大野萌子／著	サンマーク出版	1,540円(税込)
8	FACTFULNESS(ファクトフルネス)	ハンス・ロスリング 他／著	日経BP社	1,980円(税込)
9	1%の努力	ひろゆき／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)
10	嫌われる勇氣	岸見一郎、古賀史健／著	ダイヤモンド社	1,650円(税込)

社 労 士 から の お 知 ら せ



育児・介護休業法の改正①

市場社会保険労務士事務所 社会保険労務士 市場 玲衣

今月号からは、今年度行われる法改正の一つ『育児介護休業法』の改正についてお知らせします。

法改正の目的は、男性の育児休業取得の促進、女性の雇用継続です。「育児は女性だけがするもの」「男性が育児休業を取るなんて」という考え・風潮が強いですが、女性の社会進出をうたっている中で、妊娠・出産するのが女性＝育児も女性ではないと思います。男性女性もなくどちらも仕事育児に責任を持ち、家庭内で臨機応変に仕事と育児を分担できる体制の整備が大切であると思います。

◇改正スケジュール◇

今回の育児介護休業法の改正は大きく3回に分けて行われます。中でも一番の目玉は②令和4年10月1日からの改正になります。

①令和4年4月1日～	・個別の制度周知・休業取得意向確認と環境整備の措置 ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
②令和4年10月1日～	・出生時育児休業（産後パパ育休）の創設 ・育児休業の分割取得
③令和5年4月1日～	・育児休業取得状況の公表義務化

今月は、①令和4年4月1日～の改正についてお知らせします。

4月改正内容は、10月改正にむけてまずは会社内で育児休業の理解を深めること、育児休業取得の申出があった場合に対応できる環境を整備することが目的です。

◇個別の制度周知・休業取得意向確認◇

対象者	(本人又は配偶者の)妊娠・出産の申出をした労働者 *原則、全ての申出者に対し個別周知・意向確認が必要となります。
周知内容	①育児休業に関する制度(対象者、期間、申出制限等) ②育児休業の申出先(例:人事部、総務部等) ③雇用保険の育児休業給付について ④社会保険料の取扱いについて
周知・意向確認方法	①面談 (オンライン面談可能、音声のみの面談は認めない) ②書面交付 (労働者が希望した場合のみ③④の方法でも可能) ③FAX ④電子メール

◇雇用環境の整備◇

いずれか1つ以上実施	①育児休業に関する研修の実施 ②相談体制の整備(相談窓口設置) ③自社の育児休業取得事例の収集・提供 ④自社の労働者に育児休業制度と取得促進に関する方針の周知
------------	--

①研修の実施:すべての労働者に対して行うことが望ましいですが、少なくとも管理職には実施が必要です。

②相談体制:相談窓口、相談対応者を設け、労働者が利用しやすい体制を整える必要があります。

③事例の収集・提供:性別や雇用形態等の偏りのない事例の収集・提供が必要です。

④方針の周知:方針の周知が必要です。

③④の情報の提供、周知方法は、書類の配布やイントラネットへの掲載があります。

◇有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和◇

令和4年3月までは、有期雇用労働者は、「事業主に引続き雇用された期間が1年以上」ないと育児休業を取得することができませんでしたが、4月以降は上記要件が撤廃となりました。ただし別途労使協定書を締結している場合は、今まで通り引続き雇用された期間が1年未満の労働者は育児休業の除外対象となります。

次回は、改正の目玉である10月改正についてお知らせします。

法人会からのお知らせ

8月の事業スケジュール

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、
急遽開催中止または延期となる場合がございます

8月2日(火) 理事・企画運営評議員合同会議 ■ホテル国際21

8月3日(水) 東部部会役員会 ■ホテル国際21

8月10日(水) 東部部会納涼パーティー ■ホテルメトロポリタン長野

8月19日(金) 生活習慣病予防健診(篠ノ井会場) ■グリーンパレス

8月22日(月) 生活習慣病予防健診(長野会場) ■ホテル信濃路

8月25日(木) // ■ //

8月26日(金) 生活習慣病予防健診(須坂会場) ■須坂市勤労者研修センター

8月26日(金) 9月・10月決算法人説明会 ■ホクト文化ホール

セミナーDVD レンタルサービス

貸出
無料

長野法人会HPよりお申し込みください

経営者向け コロナ禍でのビジネスの考え方

■[DVD-0853]

人材育成のための一番化戦略
～20代、30代の若手にエールを送る～



講師：一番化戦略研究所株式会社 代表取締役

高田 稔氏 (たかだ みおる)

カテゴリ：研修・人材育成 時間：32分

価値観が多様化し、
未来の予測が難しいVUCAと呼ばれる
状況のなか、これからの企業・組織を
担っていく20代、30代には何が求めら
れているのか。組織のなかで活躍するた
めに、どうすれば良いのか。講師の体
験から導き出された、社員一人ひとりの
一番の領域を作り、組織力向上を目指
す方法をお伝えします。(2022年制作)



広告掲載企業さま募集!

ビジネスインフォメーションの
コーナーに広告を掲載しませんか?

自社の商品PRやセミナー告知などに
ご利用いただけます。

申込は事務局 (TEL 227-0011) まで



掲載
無料!



チラシの折込みサービス (有料) もご利用できます。



編集後記



広報委員 宮岡 優二

半導体が手に入らない

テレビニュースにもなったが、半導体が入手できない状態が続いている。

数年前は、設計時に自由に品種を選択して購入することが出来たのだが、一昨年から状況が悪化しはじめ、納期回答 半年・1年先などはざらで2年後の表示の物さへある。特に代替出来ないマイクロコントローラーが入手困難である。

電子部品は多品種の為、国内の商社で現物を在庫している品種は限られており巨大倉庫に在庫を持っていて短期納期対応のアメリカ合衆国のDigi-key社 Mouser社 等は半導体流通を握っている。在庫しているから週末に注文すれば、アメリカ合衆国から発送され通関して翌週の火曜日には届く便利な時代になった。この巨大な流通業者からでも入手できない半導体が多くなった。

高額品の偽捺印品も報告されている為、量産時には怪しい仕入先からの部品は使えない。

ネットで入手困難な半導体を検索すると、中国深圳・Hong Kong等の商社HPが表示されるが、メーカー直販単価の20倍以上に設定されている物も多い。また前金を振り込んでも商品が届かない詐欺事案も発生報告がある。

防衛策として、今は部品を確保してからそれに合わせて、短期間で設計変更して対応するしかないと考えている。

半導体や電子部品不足が速やかに解消されること願っている。

人にやさしい味づくり

はなのみは、果実王国・信州に根ざし、
安心安全な素材と手づくりの製法、多彩な商品展開で
毎日の食卓を豊かに彩るジャムメーカーです。



〈工場直売店〉
工場の隣にあるショップで
ジャムを販売しています。
また、アイスやマフィンなどの
販売もあります。

ジャム、ジュースの製造・卸・販売

はなのみ



長野県長野市稲田3-49-23 ☎0120-82-8703

営業時間 【3月～10月】平日・土曜 10:00～18:00
【11月～2月】平日・土曜 10:00～17:00
【通 年】日曜・祝日 11:00～17:00
定休日 毎週火曜・水曜

DXとオフィスデザインで、
働く人たちをもっと幸せに。

ITを駆使した業務の効率化、働きやすい職場づくりなど、
オフィス環境構築の豊富な資格を持ったプロフェッショナルが
伴走支援します。

オフィスに関するお困り事なら、
どんな事でもお気軽にお問い合わせください。



働きやすいオフィスをつくる

MANPUKUYA

パソコン
OA機器
オフィス家具
内装工事
電気通信工事

有限会社萬福屋商店

〒382-0083 長野県須坂市上中町196
TEL 026-245-0604 FAX 026-248-0014
Mail info@manpukuya.co.jp
URL https://manpukuya.co.jp

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション



長野法人会管内企業の情報発信ページです(毎月4社ずつ掲載)。会員企業は掲載料無料です。

おやき・餅菓子などの製造・販売・卸

お客様に美味しいと喜んでいただける
おやき・お菓子を
ご用意して待っています。



旬の野菜・山菜を心を込め手包しています。

安心安全の地元長野県産小麦のみを使用しています。

皮のモチモチした食感と具のおいしさがマッチしたおやきです。

有限会社 豊誠堂

〒380-0803 長野市三輪9丁目20-7
TEL.026(241)5981 FAX.026(241)6132

労務のお悩み解決します

せっかく採用した
従業員に長く
働いてほしい

パワハラ・セクハラ
の対応方法を
教えてほしい

助成金の
活用方法を
知りたい

社員に自分で
考えて行動して
ほしい



COCOROでは経営者の
疑問・不安を解決するために
全力でサポートします！



COCORO 社会保険労務士法人

〒381-2211 長野市稲里町下氷鉦397
TEL : 026-214-7014



ホームページ
https://
cocoro-sr.or.jp

須坂オフィス

〒382-0091
須坂市立町1278-1
須坂商工会館3F
TEL : 026-246-1030



YouTubeも
やってます！

